政治家の寄附禁止Q&A

政治家の寄附禁止Q&A　寄附はNO!

政治家は贈らない！　有権者は求めない！

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは時期や理由を問わず法律で禁止されています。

有権者が政治家に対し寄附を求めることは禁止されています。

結婚祝い

Ｑ政治家が選挙区内にある者（親族を除く）の結婚披露宴に自ら出席し、祝儀を贈ることはできるか。

Ａ選挙区内にある者に祝儀として金銭・物品などを贈ることは禁止された寄附にあたるが、政治家が結婚披露宴に自ら出席してその場で贈る場合は、罰則の適用からは除外されている。なお、自ら出席できない場合で、事前に届けたり当日代理の者に持たせたりすることは、罰則をもって禁止される。

Ｑ政治家が会費制の結婚式に自ら出席し、定められた「会費」を支払うことは差し支えないか。また、秘書が変わりに出席して自らが会費を支払う場合はどうか？

Ａ定められた「会費」である限り、禁止されない。また、秘書が代わりに出席し、自分名義で自ら「会費」を支払う場合も同様である。

Ｑ政治家自らが選挙区内にある者の自宅を訪問して、結婚祝の品物を贈ることはできるか？

Ａ政治家が結婚披露宴に自ら出席して贈る場合は、罰則の対象の適用外とされているが、結婚披露宴に出席することが確実であっても、事前に（あるいは事後に）祝儀を届けることは、罰則（５０万円以下の罰金）をもって禁止される。

Ｑ政治家の配偶者の親戚が結婚することになり、その政治家の選挙区内に新居を持つこととなったが、その新居にお祝いの品物を届けることは差し支えないか？

Ａ政治家の寄付禁止の例外として寄附が認められているものに「親族に対して行う寄附」があり、この「親族」とは、民法上の親族と同じもので、６親等内の血族、配偶者及び３親等内の親族とされている。したがって、その範囲内の親族であれば差し支えない。

葬儀

Ｑ政治家自身が喪主を務める葬儀に際して、選挙区内にあるお寺の僧侶にお布施を渡すことはできるか？

Ａ読経などに対する報酬として行うものであれば、債務の履行と認められる限り、禁止された寄附にはあたらない。

Ｑ政治家が選挙区内にある者の葬儀に際し、香典ではなく、「お供え」の名目で先行を贈ることはできるか？

Ａ葬儀に際して罰則が適用外となる対象は「香典」に限定されている。また、「香典」は金銭に限られるものであることから、罰則（５０万円以下の罰金）をもって禁止される。

Ｑ政治家が選挙区内にある者の葬儀に際し、香典ではなく供花や花輪を出すことはできるか？

Ａ供花、花輪も寄附にあたり、罰則（５０万円以下の罰金）をもって禁止される。

Ｑ葬式の日の後に、政治家自身が選挙区内の支持者宅を訪問し、香典を出すことはできるか？

Ａ罰則の適用外規定には、「葬式の日までの間に自らが弔問し」とあり、葬式が複数回行われる場合は、「最初に行われる葬式の日」以後に、自ら弔問して香典を出すことは、罰則（５０万円以下の罰金）をもって禁止される。

Ｑ政治家の選挙区外に住所を有する友人に不幸があり、たまたま当該政治家の選挙区内にある葬祭場で葬儀が行われる場合、供花や花輪を出すことは差し支えないか？

Ａ「選挙区内にある者」とは当該選挙区内に住所を有していなくても、寄附を受ける際に当該選挙区内に滞在する者も含まれると解されており、罰則（５０万円以下の罰金）をもって禁止される。

Ｑ政治家が選挙区内にある者に対して、もらった香典に対するお返しを贈ることはできるか？

Ａその地域において、香典返しが社会習慣として定着し、一種の義務的な性格を持つものである場合、もらった香典に対する返礼の程度（香典の半額程度）の香典返しであれば寄附にあたらない。

Ｑ政治家が選挙区内にある新盆世帯を訪問し、「ご仏前」として金銭を供えることはできるか？

Ａ罰則（５０万円以下の罰金）をもって禁止される。

成人式

Ｑ政治家が選挙区内で行われる成人式の参加者に、記念品を贈ることはできるか？

Ａ罰則（５０万円以下の罰金）をもって禁止される。

Ｑ政治家が選挙区内で行われる成人式に、祝電を出すことはできるか？

Ａ祝電は寄附ではないため、通常の祝電である限り出すことはできる。（選挙運動にならないこと）

会費

Ｑ政治家が選挙区内で開催される会費制ではない会合に招待されたとき、提供される飲食物に見合う実費相当額を出すことはできるか？

Ａ実費相当額であっても会費のような債務の履行ではないので、禁止された寄附にあたる。

Ｑ選挙区内で開催される会費制の会合に政治家が無料招待されたとき、主催者の了解のもと無料招待を辞退し、正規の会費を払って参加することはできるか？

Ａ他の参加者と同額の会費であれば寄附にはあたらないので、会費を払って参加することは問題ない。

Ｑ町内会の役員が、町内会の全員に対して祭りの寄附を勧誘・要求するとき、町内に住む政治家を含めても差し支えないか？

Ａ仮に町内の人全員を勧誘することになっても、政治家に対しては寄附を勧誘・要求してはならない。この場合、政治家を威迫※して寄附の勧誘・要求をすると罰則の対象になる。

※「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為をいう。」とされている

選挙

Ｑ政治家が選挙区内の選挙の候補者に陣中見舞いを贈ることはできるか？

Ａ選挙の際の陣中見舞いも寄附にあたり、罰則をもって禁止される。また、陣中見舞いが飲食物の場合、公職選挙法第１３９条の「飲食物の提供の禁止」規定にも抵触し、その場合も罰則（２年以下の禁錮又は５０万円以下の罰金）をもって禁止される。

Ｑ政治家が選挙区内の他の選挙の候補者の後援会に陣中見舞いを贈ることはできるか？

Ａ政治団体（後援会等）への寄附は禁止されていないので、政治資金規正法に則った年間１５０万円の個別制限以内であればできる。

その他の寄附

Ｑ政治家が町内会で集める被災地支援の募金に応じることはできるか？

Ａ罰則（５０万円以下の罰金）をもって禁止される。たとえ被災地支援という名目であっても、債務の履行ではない募金を政治家が行うと罰則の対象になる。

Ｑ政治家が氏子や檀家となっている選挙区内の社寺の修復のために寄進することはできるか？

Ａ罰則（５０万円以下の罰金）をもって禁止される。社寺の修復のために氏子や檀家が寄進することは、半ば義務的との考え方が一般的ではある。しかし、他の氏子や檀家がみな寄進するという場合であっても、債務の履行ではない限り、政治家がそれを行うと罰則の対象になる。

Ｑ政治家が選挙区内にある団体（政治団体は除く）の賛助会員となり、賛助会費を払うことはできるか？

Ａ通常の会費よりも高額の賛助会費が設定されているのもかかわらず、会員としての取扱いに差がないような場合など、賛助会員の実態によっては禁止された寄附にあたる。

Ｑ地元の高等学校野球部が全国大会に出場することになり、市議会議員有志で激励金を出し合い、「市議会」名義で渡すことはできるか？

Ａ名義上「市議会」となっていても実質的に個々の議員からの寄附である場合は、罰則（５０万円以下の罰金）をもって禁止される。

Ｑ市長や市議会議員がその報酬の一部を返上することはできるか？

Ａ禁止された寄附にあたる。そのため、報酬の返上又は現額については、報酬条例の改正による減額措置により行うことになる。

Ｑ政治家が自室の色紙を選挙区内にある者に贈ることはできるか？

Ａ寄附にあたり、罰則（５０万円以下の罰金）をもって禁止される。ただし、相手方から差し出された色紙にサイン等をすることは、寄附にはあたらない。

Ｑ寄附禁止の対象とされる「選挙区内にある者」とは、選挙区内に住所を有する有権者ということか？

Ａ「選挙区内にある者」とは、その者の選挙権有無にかかわらず、当該選挙区内に住所を有する者のほか、寄附を受ける際に、選挙区内に滞在する者も該当する。また、自然人、法人のほか、人格なき社団、国及び地方公共団体も含まれる。

Ｑ選挙区内にある自分の後援会へは、当然寄附できると思うがどうか？

Ａ原則として、政治資金規正法の制限内であれば寄附できる。しかし、その後援会が資金管理団体に指定されていない場合は、当該公職の任期満了日前９０日から選挙期日までの間など、一定期間は寄附が禁止される。

政治教育集会に関する実費の補償

Ｑ政治家が「政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償」をすることはできるとされているが、その「政治教育のための集会」の開催場所・時期や形態は問われないか？

Ａ次のような集会における寄附は禁止されている。

①参加者に対して供応接待（酒食、アトラクションや温泉招待つきなど）が行われるようなもの

②選挙区外において行われるもの

③当該政治家の任期満了日前９０日から選挙期日までの間に行われるもの（統一地方選に該当する場合は選挙期日前９０日から選挙期日までの間に行われるもの）

Ｑ「政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償」とはどの範囲までか？

Ａ参加者が集会に参加するために最小限度必要な旅費、宿泊費や、会場が交通不便な場所にある場合の送迎バスの用意などである。この場合、「実費の補償」には、現物支給も含まれる。また食事の提供については、食事（現物）も食事代も禁止される。

Ｑ政治家が「政治教育のための集会」に飲み物を提供できるか？

Ａ「湯茶やこれに伴い通常用いられる程度の茶菓」であれば、差し支えない。

寄附はＮＯ！

入学祝い・卒業祝い

運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ

お中元・お歳暮

結婚祝い・香典

町会の集会や旅行等の催し物への寸志や飲食物の差し入れ

病気見舞い

お祭りへの寄附や差し入れ

落成式・開店祝いの花輪

葬式の花輪・供花

これらの行為は全て禁止です！

https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/ 東京都選挙管理委員会　検索

発行　東京都選挙管理委員会

０３－５０００－７２６０（ダイヤルイン）